

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進に当たり、庁内の関係課が連携を図り、何が子どもにとって最善かを念頭に必要な内部調整を図るとともに、段階的に子どもに関する部署（庁内体制）の集約を図り、総合的な推進を目指します。

また、子ども・子育て支援の関係者や市民から構成される「総社市子ども・子育て会議」において、年度ごとの事業進捗状況の検証等を行い、事業の改善につなげます。

2 計画推進に向けた地域との協働体制の構築

本計画は、子どもの成長、子育てへの支援及び次代の親の育成のための総合的計画であるため、子どもに関わる地域団体などを育成、支援するとともに、子ども条例のもと、主任児童委員や愛育委員などの関係者との連携を強化し、まち全体での「みんなで子育て」意識を醸成します。

また、市民代表、福祉関係機関、学識経験者、企業、行政職員などで構成される「総社市子ども・子育て会議」が中心となり、相互の情報交換、連絡調整を行い、地域の実情に応じたニーズを把握し、計画を推進します。

3 計画推進の方向性

地域の実情や財源など、ニーズの変化に応じて柔軟な対応と調整が必要ですが、概ね次のような方針により計画を推進します。

（1）平成27年度～平成29年度

保育所における待機児童の解消に重点を置き、量の拡充を図ります。保育所定員枠拡大の検討と公立幼稚園の空き教室等を利用しての小規模保育の実施及び事業所内保育の支援に取り組みます。

平成27年度については、清音幼稚園の認定こども園への移行に伴い、定員枠の拡大を図ります。あわせて公立幼稚園利用について、認定こども園への移行及び小規模保育事業実施の検討を行い、事業所内保育所への支援を含めた地域型保育事業の実施を図ります。

また、地域子育て支援拠点事業については、新たに子育て支援センターを開設し、特色のある事業として充実を図る一方、利用状況に応じて事業の継続を検討します。放課後児童クラブについては、原則として4年生以上も受け入れることを踏まえ、学校開放型として下校後の教室利用について検討します。

(2) 平成30年度～平成31年度

事業計画については、年度ごとに見直しを行い、実態数値と照らし合わせて必要量の確保に努め、潜在ニーズも含めた保育量を確保するために整備を行います。

また、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するため、積極的に認定こども園の普及に取り組み、公立保育所はすべて認定こども園へ移行します。さらに、公立幼稚園を社会福祉法人へ譲渡（売却・無償貸与）し、私立認定こども園として運営するモデル園を設けることを目指します。その際には教育の質を担保し、円滑に就学できるように小学校との密接な連携を図ります。

子ども・子育て支援事業については、必要量に応じて確保方策を定め、利用者にとって利用しやすい、質の高いサービスの提供に努めます。

